



りまで幅広い年齢層の市民に利用して頂く図書館を目指し、多様化する市民の学習意欲に対応できるよう、情報発信の拠点として図書館資料の充実に努めるとともに、研修などを通してレフアレンスサービスの質を向上させてまいります。また、「第2次石垣市子ども読書活動推進計画」は最終年度を迎えることから、その成果実績を検証するとともに、令和3年度から令和7年度までの5年間の第3次計画の策定にむけ取り組んでまいります。

それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しみ、楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努めてまいります。また、「石垣市スポーツ推進計画」を踏まえ、スポーツ教室交流事業、東京オリンピック・パラリンピックホストタウン事業等を通して、市民に夢と希望を与えるスポーツの推進に取り組んでまいります。

市史編集事業の推進につきましては、令和元年度は、八重山に多数存在する遺跡の発掘報告書をまとめ、国内外から注目される白保竿根田原の発掘調査報告書を含めた「石垣市史 考古ビジュアル版第8巻 八重山における発掘調査－113年の歴史－」を発刊しました。令和2年度は、歴史的史料価値が高いと評価されている喜舎場永珣史料を活字化し意訳を付ける『石垣市史叢書（そうしょ）25 参遺状（さんけんじょう）』を発刊いたしました。

## 人をもてなすふれあいの 「いしがき」

### 6. 交 流

親善・姉妹都市等交流につきましては、引き続きさらなる互恵関係の構築をめざしてまいります。

令和元年度におきましては、愛知県岡崎市との親善都市提携50周年を記念し、岡崎市の家康行列に石垣市役所の旗頭隊が参加し、本市の伝統文化を披露することができました。令和2年度においては、徳島県上板町とゆかりのまち提携20周年を迎えるにあたり、市民相互訪問を実施いたしました。また、農政、教育、スポーツの各分野、並びに職員相互派遣等の交流を継続実施し、市民同士の交流を広げてまいります。

国際交流を促す環境づくりにつきましては、外国籍の市民の孤立を防ぎ、市民の多文化共生への理解や関心を高めるために、「多文化共生ラウンジ」開設に向けた準備をしてまいります。

ジェンダー平等の実現に必要な男女共同参画につきましては、「第3次石垣市男女共同参画計画」の基本理念である「互いを尊重し、だれもが個性と能力を發揮できる 安心のまち いしがき」の実現にむけ、男女共同参画に関する周知及び啓発活動を推進してまいりました。令和2年度は、「第3次石垣市男女共同参画計画」の中間見直しの年となつており、石垣市における男女共同参画の現状や課題、また市民意識等を的確に把握するとともに、日々変化する社会情勢に適合しているか検討し、計画内容の充実に努めてまいります。

平和行政の推進につきましては、悲惨な戦争の記憶を風化させず、平和の尊さなどを学ぶ機会をつくるために、令和2年度も引き続き、次世代を担う児童生徒を対象に「平和を考える」絵画・作文コンクールを実施し、平和大使派遣や沖縄慰靈の日行事、平和フォーラム等への参加を継続的に呼びかけ、平和への思いを市内外へ発信し、世界恒久平和を目指す社会づくりにつなげてまいります。

る環境を整備することで、共助の精神にもとづいた市民協働・市民参画によるまちづくりを推進してまいります。

## 自立した行政運営の実現

### 7. 行財政改革

労働人口の減少や生産性向上を背景とした働き方改革が必要となつております。働き方改革において特に注目されているのが、「RPA(Robotic Process Automation)」という概念です。RPAは民間企業において導入が先行しておりますが、自治体においても実証実験が行われるようになります。本市においても実証実験を行なうようになりました。本巣市におきましては、名護市、宜野湾市と連携し、その活用について議論を進めてきました。令和2年度は、補助金を活用し、3市による分野を分けた実証実験を行い、その導入効果について検証を行つてまいります。

自主財源の根幹をなす市税徴収につきましては、「地方税共通納税システム」の導入により、「納めやすい環境づくり」の充実を図つたほか、納め忘れがある未納者を対象に携帯電話の「ショートメール」を活用した納税勧奨を実施しました。引き続き、「納期内納付」の取り組みや、納税秩序の堅持に努めてまいります。

ふるさと納税の推進・活用につきましては、令和元年度に「地方税共通納税システム」の導入しつかりと訴求したことや、返礼品の内容を充実させたことが寄付額の増につながつたと考えます。ふるさと納税は、限られた一般財源では取り組むことが困難な事業に活用することができ、令和2年度におきましても、様々なきめの細かい事業を開展していく予定となつております。令和2年度も、返礼品等にかかる総務省通知をしつかりと遵守したうえで、更なる寄附金の増につながる取り